

資産概念の現代的特徴*

Charakteristika des gegenwärtigen Vermögensbegriffs

遠藤 一 久¹⁾

Kazuhisa ENDO

目 次

ま え が き

1. フーゼマンの資産概念
2. ヴェーバーの資産概念
3. リース会計の動向

む す び

ま え が き

現在、会計理論は、資産概念をめぐる、大きな転換期にさしかかっている。いままで会計理論は、資産概念について幾たびか根本的な変化を経験してきた。すなわち、最も古典的な資産概念としては、財産計算理論に基づく「財産としての資産」概念 (J.F.Schär) が挙げられるが、これに対して損益計算理論に基づく「費用としての資産」概念 (E.Schmalenbach) が提起せられたのであった。更に、この動態論的資産概念に対抗して、資金理論に基づく「資金としての資産」概念 (H.Ruchti) が唱えられたことは、いまだ記憶に新しい。このように、会計理論の主要内容を構成する基礎概念として、資産概念は、会計理論史の変化をそのまま投影してきたのである。⁽¹⁾

ところで、近年、この資産概念をめぐる会計理論の中で、まことに注目すべき根本的な変化がたち現われるに至っている。いうまでもなく、この変化は、現代における会計実務の進展と密接に結びついたものであるが、かような資産概念の根本的な変化は、会計制度・理論・実務が、現在、重要な転換期にさしかかっていることを示しているものと思われる。

それでは、現代における資産概念の変化の特徴は、どのようなものであるのか。これらの点について説明を試みようとするのが、本稿の意図するところである。

(注)

(1) 宮上一男『企業会計の理論』昭和40年、森山書店、26頁

1. フーゼマンの資産概念

まずフーゼマン (K. H. Husemann) の主張する資産概念を検討してみることにする。

フーゼマンは、次のようにいう。「資産計上能力というものは、その対象物に内在する特性であるとみなすことはできない。資産計上能力は、むしろ、その対象物が達成するところの目的によって、

*昭和59年4月16日原稿受理

1) 大阪産業大学経営学部

まず第一に規定されるのである⁽¹⁾』と。このようにフーゼマンは、その対象物が貸借対照表上の資産に計上されるかどうかは、その対象物それ自体の特性によるのではなく、その対象物が如何なる目的を達成しようとするのであるかということにかかっているというのである。

さらにフーゼマンは、次のように述べている。「資産計上能力は、法学的概念ではなくして、経営経済学的概念であり、それは、正規の貸借対照表作成の諸原則の中に存するものである⁽²⁾』と。以上のように、フーゼマンは、資産計上能力が、法学的概念ではなく、経営経済学的概念であることを強調するのである。

次にフーゼマンは、資産計上時点 (Aktivierungszeitpunkt) の問題を取り上げる。彼は、いう。「ことに、税法上および商法上の確実な貸借対照表作成原則として妥当するものは、法的所有権移転ではなく、経済的所有権移転 (wirtschaftlicher Eigentumsübergang) が資産計上義務の時点についての決定的基準であるということである。商人がその対象物に対する完全な経済的処分力 (wirtschaftliche Verfügungsgewalt) を獲得するや否や、直ちに、その対象物を資産計上する義務が、通常、その商人に生ずるのである。法的所有権獲得の時点は、一般的には、重要ではない。法的所有権獲得の時点は、それが経済的所有権移転の結果として生ずる限りでのみ、意味を持つに過ぎない。法的所有権の移転が予想されない場合には、若干の例外を度外視すれば、完全な経済的処分力を獲得している場合であっても、資産計上権は生じない。従って、使用賃貸借契約 (Miete-Vertrag)、用益賃貸借契約 (Pacht-Vertrag) あるいはそれに類する契約は、賃貸借された対象物をいわゆる経済的所有者の側で資産計上する権利を原則的には有しないのである⁽³⁾』と。

上述のように、フーゼマンは、資産計上時点の問題に関して、法的所有権移転ではなく、経済的所有権移転が決定的な基準であることを力説しているのである。そして、この経済的所有権移転とは、フーゼマンによれば、対象物に対する完全な経済的処分力のことを意味し、これが獲得せられれば直ちに、その商人に資産計上義務が生ずると主張しているのである。ただ、完全な経済的処分力を獲得している場合でも、将来にわたって法的所有権移転が予想されない場合に限って、資産計上権が生じないとフーゼマンは述べているのである。

ここで明らかなように、フーゼマンは、資産計上時点に関して、実質的な経済的処分力を決定的に重視するのである。そして、この点は、在来の動的資産概念に見られなかった、フーゼマン資産概念の大きな特徴と成っている。

さてフーゼマンは、続いて次のように述べている。「判決に従えば、ここに提起されている貸借対照表作成原則が正しいかどうかについて、勿論、疑問が生じよう。ライヒ裁判所は、経済的所有権概念を承認しているにもかかわらず、若干の判例の中で、経済的所有権よりも法的所有権に優位を与えているのである。然し乍ら、かような判決の立場にもかかわらず、実務においても、また文献の上においても、経済的所有権移転が、資産計上時点に関する唯一の正しい基準であるという見解が、明瞭に主張されているのである⁽⁴⁾』

上のフーゼマンの論述によって明らかなように、フーゼマンは、一貫して、経済的所有権移転をもって資産計上時点の基準とするということを主張しているのである。彼は、いう。「法的所有権移転は、資産計上時点の基準たるべきではない⁽⁵⁾』と。このようにフーゼマンは、資産計上時点の基準として、法的所有権移転を明瞭に否定しているのである。

さらにフーゼマンは、固定資産の貸借対照表計上問題を取り上げて、次のように述べているのである。

「すでに言及したように、正規の貸借対照表作成の諸原則によれば、資産計上時点に関しては、経済的所有権の移転が基準であるということである。従って、ここでは、土地および土地と同様な権利 (grundstücksgleiches Recht, 地上権) の貸借対照表計上のさいに生ずる特殊性のみが、取り扱われ

る。支配的見解に従えば、土地および土地と同様な権利は、その経済的利用 (wirtschaftliche Nutzung) が売手から買手に移転された時点で、増加あるいは減少として記帳されねばならない。所有権の法的移転、すなわち土地台帳への所有権変更登記は、問題ではない。経済的所有権の移転でもって、⁽⁶⁾ 充分である」と。

また、機械および機械設備の場合には、「買主に処分力 (Verfügungsgewalt) が入手せられた時点において、増加したものと看做される⁽⁷⁾」とフーゼマンはいうのである。

以上のように、フーゼマンは、経済的利用 (wirtschaftliche Nutzung) あるいは処分力 (Verfügungsgewalt) を固定資産計上時点の基準として主張するのである。

次いでフーゼマンは、リース契約に関しては、以下のように述べているのである。

「その約定のあり方から見て、リース契約の種類とその貸借対照表計上については、一般的に判断し得るのではなく、個々のケースについてのみ判断し得るのであるということになる。リースの場合にも、原則的には、通常の売買・使用賃貸借契約 (Kauf-Mietevertrag) の判断に関して基準となっている原則が適用されねばならない。リース契約は、各々の場合にどのような約定がなされているかによって、使用賃貸借契約でもあり得るし、また売買契約でもあり得る。リース会社が介在しているからといって、リース会社とリース賃借人との間で締結された契約が、製造業者ないしは販売業者と賃借人との間で直接に成立するところの、使用賃貸借契約ないしは使用賃貸借売買契約 (Miet-Kaufvertrag) とは別のものであると判断する理由とはならないのである。また、基本リース期間が比較的長期にわたるということだけでもって、それを貸借対照表上、特別な標識^{メルクマール}として評価するわけにはいかない。貸借対照表計上にとって重要なのは、その契約の真の経済的基本内容 (wahrer wirtschaftliche Grundinhalt) ⁽⁸⁾ である」と。

以上のようにフーゼマンは、リース契約の判定に当っては、一般的にはなく、その個々のケースを判断する必要があることを強調し、さらにそれぞれのケースを見る場合に、その契約の「真の経済的基本内容」こそが、判断の重要な基準であると主張しているのである。フーゼマンは、リース契約に関し、続いて次のように述べている。

「もちろん、経済的観察法 (wirtschaftliche Betrachtungsweise) は、リースを単純に使用賃貸借売買 (Mietkauf) として片付けてしまう動機を与えてしまうことにはなるであろう。とりわけ、税務当局は、最近、経済的観察法の観点のもとに、リース契約を売買契約として解釈する傾向がある。雑誌『納税者』に引用されているように、連邦大蔵省は、リースは原則的には売買と同一であるという見解である。このことは、いかなる契約がなされているかということに顧慮することなく、リース賃借人が、リース対象物を税務上、いかなる場合にも資産計上しなければならないということを意味するであろう。かような一律の取扱いは、すでに強調したように、明確に拒否されねばならない。それは、明らかに経済的観察法の濫用 (Mißbrauch) を表わしている。経済的観察法の意味するところは、リース賃借人が契約の締結と同時に経済的所有者 (wirtschaftlicher Eigentümer) になる場合、すなわちリース賃借人が賃借物件に関して事実上自由に経済的に意思決定できる場合に、資産計上が専ら問題となるということである。だが、このことは、それぞれのケースを見ることによってのみ、判断し得ることである⁽⁹⁾」と。

このようにフーゼマンは、経済的観察法の意義を強調し乍らも、それが一律の取扱いに陥る危険を指摘して、経済的観察法の「濫用」をいましめているのである。したがって、フーゼマンの主張するところは、要するに、個々のケースを具体的に観察して、その契約の真の経済的基本内容、すなわちリース契約の時点でリース賃借人がリース物件に関して事実上自由に経済的に意思決定できるかどうか、リース賃借人の側での資産計上の判断基準になるということである。

さて、以上の論述で明らかのように、フーゼマンは、一貫して、法的所有権ではなく、経済的所有

権を資産計上時点の基準として力説し、実質的な経済的観察法の意義を強調しているのである。そして、かような新しい資産概念の主張が、リース物件の賃借人の側での資産計上実務と固く結びついているものであることも明白である。

またことに、上述のごとき資産概念における、いわゆる経済的実質の主張は、リース物件の資産計上というリース会計実務の進展と結合した新しい論理の型ということができる。

(注)

- (1)(2) K.H.Husemann, Grundsätze ordnungsmäßiger Bilanzierung für Anlagegegenstände, 2. Aufl., Düsseldorf 1976, S.73. なおフーゼマンのこの書物については次の文献を参照。佐藤博明稿「固定資産に関する正規の貸借対照表作成の諸原則」(宮上一男編, 会計学講座第10巻『現代の会計』世界書院, 昭和59年刊, 第三章48頁)
- (3) Ebenda, S.76.
- (4) Ebenda, S.76-77.
- (5) Ebenda, S.77.
- (6) Ebenda, S.185.
- (7) Ebenda, S.217.
- (8) Ebenda, S.224-225.
- (9) Ebenda, S.225.

2. ヴェーバーの資産概念

次にヴェーバー (E. Weber) の主張する資産概念を吟味してみることにする。

ヴェーバーは、資産の帰属性問題に関して次のように述べている。

「財産対象物の資産計上に関して更に必要な前提は、貸借対照表作成者の財産への帰属性 (Zugehörigkeit) である。商法典第39条に依れば、商人は『自己』の財産対象物を貸借対照表に計上しなければならない。それ故に、いかなる条件のもとで対象物が貸借対照表作成者の財産に帰属するものとして看做されるのかを確定することが、重要である。

財産帰属性の問題は、二つの相異った見解に基づいて考察され得るが、この二つの見解は確かに密接に関連し合っているが、考え方としては、厳密に区分されるべきものである。

この場合、ある対象物がそもそも貸借対照表作成者の財産に属するものとされ得るには、いかなる基準が充足されねばならないかということが、まず第一に問題になる。この問題は、『財産帰属性の根拠』と名づけることができる。

第二に、いつの時点から、いつの時点まで貸借対照表作成者の財産への帰属性が、認められるべきであるのかを明らかにすることが重要である。この場合は、『財産帰属性の時間』が問題となる。⁽¹⁾

このようにヴェーバーは、財産帰属性の問題を「財産帰属性の根拠」と「財産帰属性の時間」との二つの観点から取り上げようとするのである。ヴェーバーは、続いて次のように主張する。

「ある対象物がそもそも貸借対照表作成者の財産に属し得るかどうかという問題にとっての決定的な基準は、法的所有権 (rechtliches Eigentum) ないしは法的占有権 (bei Rechten die Inhaberschaft) である。いかなる時点に至っても、貸借対照表作成者がその法的所有権を獲得しない対象物は、原則的には、貸借対照表作成者によって『自己』財産対象物として貸借対照表に計上され得ない。⁽²⁾

以上のようにヴェーバーは、まず法的所有権の意義を強調するのである。この点は、前述のフーゼマンの見解と相対立しているかに思われるのであるが、ヴェーバーは、次いで、以下のように主張する。

「この私見は、ほとんど異口同音に文献上主張されている見解とは矛盾するものである。すなわち、

文献上主張されている見解によれば、財産帰属性問題に関しては、法的観察法 (rechtliche Betrachtungsweise) が決定的なのではなく、むしろ、しばしば経済的所有権とも称せられる経済的帰属性 (wirtschaftliche Zugehörigkeit) が重視されねばならないというのである。しかしながら、かような見解は、承服することはできない。文献上主張されている見解に対しては、財産対象物がそもそも貸借対照表作成者に帰属し得るかどうかの問題に関して、次のような反論を唱えることができるのである。

- (1) 文献上の見解は、財産帰属性の根拠の問題と財産帰属性の時間の問題とを区別していない。貸借対照表作成者が財産対象物をいつ『自己のもの』として看做すべきであるのかという問題が、文献上、論議される場合に、『いつ』という言葉の背後に二つの問題が隠されているのである。すなわち、第一の問題は、一般にいかなる条件のもとで、対象物が貸借対照表作成者の財産に帰属すべきか、従ってまた資産計上さるべきかという問題であり、且つ第二の問題は、専ら時間的観点から解釈して、いつ、対象物が貸借対照表作成者の財産に帰属され、資産計上さるべきかの問題である。とりわけ、この二つの問題を区別することが欠落しているが故に、財産帰属性問題に関し、文献上広汎に法的所有権が基準として看做されないのである。上述の点は、一般的には、数多くの場合、法的所有権と経済的処分権 (wirtschaftliche Verfügungsmacht) とが分離しているということによって、根拠づけられるのである。かような、専ら時間的分離ということからは、貸借対照表計上時点に関する帰結が生ずるのであって (この点は更に論議さるべきであるが)、時間的関連とは独立して、対象物の財産帰属性が一般に肯定さるべきかどうかの問題に対する結論が生ずるのではないのである。
- (2) 財産帰属性の根拠の問題は、リース取引の貸借対照表上の取扱いの場合に、とくに明瞭に現われる。リース対象物はどこで貸借対照表に計上さるべきかという問題に関する最近の研究では、完全な利用権 (Verwertungsrecht) の占有が決定的な基準と看做さるべきであり、この利用権の占有は最終的には法的所有権の占有ないしは確実な獲得を前提とするということが明らかにされている。
- (3) 財産帰属性の根拠の問題は専ら法的所有権いかに左右されるという判断は、貸借対照表に計上さるべき財産対象物が、通常は、この基準を充足させているということによって、容易に下せるものとなっている。しかし特殊な場合でも、文献上の見解は、反対意見もあるけれども、最終的には、原則的に法的所有権の占有あるいは獲得が目指されているのである。フーゼマンは、財産帰属性に関する研究で時点の問題を重視したのであるが、彼は、おそらく将来の時点であるとしても、法的所有権移転が確実に行われるべきことを要求し、そうでなく、所有権移転が欠落している場合には、資産計上権は生じないとしている。
- (4) 財産帰属性の根拠の問題は、法的事実を多少ともなおざりにして解釈し、その代りに『経済的観察法』の如き基準に頼るという方法では、解決されない。『経済的観察法』では、きわめて不確定な概念を取り扱っているのであり、それは論者によってさまざまな解釈がなされている。この種の基準は、近年の貸借対照表作成問題の明確な解決には適合していない。従って、たとえある種の性質を有する貸借対照表方法が正当化されたとしても、最終的にはすべて、このような結論になる。

それゆえ、法的所有権の獲得が財産対象物の貸借対照表計上にとって不可避の前提であるということが確認されるのである」⁽⁴⁾と。

上のようにヴェーバーは、経済的所有権ではなく、法的所有権を財産帰属性の根拠 (前提) として強調しているのであるが、この限りでは、ヴェーバーは、いわゆる経済的観察法を徹底して否定しているかに思われるのである。

ところがヴェーバーは、次に財産帰属性の時点の問題を取り上げて、以下のように主張するのである。

「『財産帰属性の時間の問題』に関しては、法的所有権移転の時点が貸借対照表計上時点として看做すべきかどうかを検討することが重要である。しかし、この見解は否定されねばならない。

確かに法的所有権移転と貸借対照表計上時点とは、しばしば一致するであろうが、しかし、多くの場合、その法的所有権移転の時点でもって初めて財産対象物を貸借対照表に計上するのは不十分であると思われる。とりわけ、このことは、法的所有権移転が、専ら形式的なものであって、影響を及ぼす標識として売却者によっても購買者によっても問題にされない場合に妥当するのである。この場合の典型的な例は、土地台帳への登記であるが、この登記によって土地に対する所有権が移転する。この時点に至って初めて貸借対照表に計上することは、多かれ少なかれ恣意的と考えられるに相違ない。そのような処理方法では、基礎にある事実が不十分にしか貸借対照表に反映されないのである。すでに、もっと以前の時点で、その他の所有権移転の全条件が充足され、すでに貸借対照表作成者が土地に関するリスクと効用を引き受けているのであるから、以前の時点での貸借対照表計上は、より明瞭であり、より良く情報を提供するものと思われる。

第一に貸借対照表作成者が当該対象物に対して処分権 (Verfügungsmacht) を保有し、第二に将来にわたる法的所有権移転が確実と看做され得る時点が、貸借対照表計上時点と看做されるのである⁽⁴⁾と。

以上の論述で明らかのように、ヴェーバーは、まず第一に、財産帰属性の根拠 (前提) の問題と、財産帰属性の時間の問題とに問題を区分する。そして第二に、財産帰属性の根拠 (前提) としては、法的所有権移転を不可欠の条件として主張し、いわゆる経済的観察法を徹底して排撃する。この点では、前述のフーゼマンの主張とは対立するかに見える。しかしながら、第三に、ヴェーバーは、財産帰属性の時間の問題に関しては、法的所有権移転を貸借対照表計上時点として採用することをしりぞけ、処分権獲得時点をもって貸借対照表に資産計上すると主張するのである。そして、その時点において、将来にわたる法的所有権移転が確実と看做されればよいというのである。

従ってヴェーバーの主張は、一見フーゼマンの見解と対立するかのようには見えながら、実質的な結論 (機能) としては、同じ所に落ち着いているのである。主張せられる会計理論の形式的、表面的な強調点と、その会計理論の実質的な文脈 (機能) との相違には、くれぐれも留意されねばならない。

さて、フーゼマンとヴェーバーの主張する資産概念を検討して明らかのように、こんにちでは、いわゆる実質的な経済的所有権ないしは処分権の移転をもって貸借対照表計上時点として、その対象物を資産計上すべきであるとする見解が、現代における資産理論の一つの主要な傾向となるに至っている。このような潮流が、リース会計実務に典型化された現代会計実務の進展と密接に関連していることは、前述のフーゼマンの主張などにも明確に推察し得るところである。したがって、次に、リース会計実務の問題について若干の考察を試みよう。

(注)

- (1) E. Weber, Grundsätze ordnungsmäßiger Bilanzierung für Beteiligungen, Düsseldorf 1980, S. 60-61. なお、ウェーバーのこの書物については次の文献を参照。石原肇稿「資本参加に関する正規の貸借対照表作成の諸原則」(宮上一男編, 会計学講座, 第10巻『現代の会計』世界書院, 昭和59年刊, 第九章, 251頁)
- (2) Ebenda, S. 61
- (3) Ebenda, S. 61-62.
- (4) Ebenda, S. 63.

3. リース会計の動向

これまでの論述で明らかなように、現代における資産概念の新しい動向は、現代会計実務の一典型とみなされるリース会計実務の進展と深い関連のもとに展開されているものである。とりわけリース財の賃借人の側での資産計上という新しい実務の進行は、在来の資産概念によっては包摂し得ないものとして、会計制度・理論に深刻な影響を与えている。フォーゼマンやヴェーバーの新しい資産概念も、かようなリース会計実務などの動向に促迫され、激動する現代会計実務に対応しようとして展開されているものに他ならない。

このような意味で、現代における資産概念の意義を究明するためには、リース会計の現状を明らかにすることが不可欠である。従って、ここではグロスフェルト (B. Großfeld) の論述により乍ら、リース会計の動向を解明することにした。

(a) 一般的状況 まずグロスフェルトは、リース会計の現状を取りあげ、その一般的動向について次のように述べている。

「新しい時代においては、リース契約(使用賃貸借契約)の取扱いが、とりわけ困難な問題となっている。このリース契約は、今日、著しく普及している。工場建物、と殺場、浄化装置、自動車、複写機などがリースされている。「リース」概念は、明確ではない。われわれは、「リース」概念をある資産対象物が使用ないしは利用の目的のために有料で長期にわたって譲渡(Überlassung)されることと解している。リース契約の場合には、通常の賃貸借契約が問題になるが、とりわけ対象物が現実には永久に賃借人(リース受取人)のもとに留まる場合には、分割払いに契約が類似してくるのである。

通常の売買契約の代りに、そのようなリース契約を選択することに関しては、経済上および税務上の観点からみることができる。それ自体としては、リースは購買よりも高くつく。だがリース契約によって、企業の支払能力はより少く負担することになる。というのは、全購入価格を即時に支払わねばならないのではなくて、その時々により少ないリース料だけを支払えばよいからである。場合によっては、貸付金による金融も可能である。しかし、これは、貸借対照表に表示されなければならない。これに対して、企業家は、貸付金によって貸借対照表像が悪い結果にならないように、時にはこれを避けようと欲する。税務上は、リース契約は同様に、有利さを提供する。通常の購入(あるいは分割払い購入)の場合には、購入に対して費された費用は経営支出として控除することはできない。むしろ取得された対象物は、取得原価をもって貸借対照表に表示されねばならない。この対象物はそれ以後、通常の利用期間にわたって減価償却される。賃貸借契約を採用する場合には、一般には資産計上は行われず、その代りに、各々の支払いが直接に、経営支出として控除される。

リース契約の貸借対照表上での取扱いに関する困難さは、それが、一方で通常の範疇の賃貸借契約に分類すべきか、他方でリース契約に分類すべきであるかがしばしば困難であるという点にある。このことは、とりわけ金融リースについて妥当する。この場合、契約関係が長期間、解約予告ができず(基本賃貸借期間)且つ、その間に支払わねばならない料金は、対象物の取得に関わる全費用を現実には償うのである」と。

次にグロスフェルトは次のような設例を掲げ、これを説明しているのである。⁽²⁾

【設例】

あるリース金融会社が、個人営業商人Xに、ある営業の設備を賃貸する。Xは、設備の細目については、自分で製造会社と交渉する。設備対象物は、さしあたり金融会社によって取得され、そして、営業に供せられる。リース金融会社と個人営業商人Xとの間の賃貸借契約は5年間、解約予告ができない(基本賃貸借期間)。Xは毎月、料金を支払わねばならないが、それは最初の月は、取得価値の4.3%、そしてその後は2.1%になる。アフターサービス、修理および維持費は、Xの負担であり、さらに保険費もXが負担しなければならない。5年の経過後、Xは「賃貸借契約」の延長を求めるこ

とができるが、その場合、賃借料は、それ以後、これまでに支払った月々の金額の5%になるのである。

金融リースの場合の貸借対照表作成問題は、明白である。この場合には、未決取引として商人Xの貸借対照表の上に現われないところの賃貸借契約が問題であるのか？ それに対応して、月々の支払は即時に経営支出として利益減少的に控除されるのか？ あるいは、この営業取引は分割払い購入の取引にならって取り扱われるのか？ この場合、設備は商人Xの資産として、その貸借対照表に資産計上され、そして通常の耐用年数にわたって減価償却される。同時に貸借対照表作成日に利子額を分離されたリース義務が負債として表示されねばならない。

そこで、さらにもう一つの問題が生ずる。もしXの貸借対照表において、店の設備が、表示されないならば、経営に不可欠な設備資産の大部分が貸借対照表に現われないことになる。しかし店の設備が貸借対照表に取り上げられれば、そこでは、Xの所有ではなく、且つ彼の債権者の側で担保物件として取りあげることでできない対象物が存在することになる、と。

(b) 商法 グロスフェルトは、次にリース会計の商法上の取り扱いについて、以下のごとく述べている。

「リース関係の貸借対照表上の取扱いに関しては、経済的帰属概念を過度に使用してはならない。というのは、この概念は、民法上は十分に説明されていないからである。こんにち、有力な意見は、貸借対照表が資産・収益状況における可能な限り確かな概観を与えるべきであるということを中心している（株式法149条第1項第2文）。それ故、有力な見解は、経済的に見て、分割払い購入が示されている場合には、リース受取人の（上の例ではXの）資産への帰属性を肯定するのである。このことは、対象物が、基本賃貸借期間を経過した後も、リース受取人のもとに留まるか、ないしはもはや第3者に賃貸されないということが、契約締結後に予期されうる場合に、受け入れられるべきである。

そのような予想は、さらに、対象物が基本賃貸借期間の経過後に自動的にリース受取人の所有へと移行するか、あるいはリース受取人が、それに相応したオプション権を有し、その履行が高い蓋然性をもって予想されうる場合に、根拠づけられるのである。

リース受取人が一上述のXの例のように一賃貸借契約の延長のためのオプション権を所有し、それによって彼が対象物の全利用期間にわたって使用することが著しく確実である場合には、同じことが妥当する。蓋然性の程度にとって決定的なのは、本来の賃貸借期間の終りにリース受取人によってもたらされるべき用役である。現実には、「物的効用」がより後期の最終の取得に至っても、なお存在するかどうかが基準である。後期の引きとり価格あるいは延長賃借料が、ただ引き受け手数料だけを表わしている場合には、この事実から出発するべきである。だが、この区分は、個々の場合には困難さが残っている。

『この境界問題においては、リース受取人に、説明されていない貸借対照表法の問題に対して裁量の余地が容認されねばならない。彼が対象物を貸借対照表に計上しないのであれば、どの場合でも大きな意義を有するリース関係は、営業報告書における（株式会社および大企業の場合）重要な契約事項の記載のもとで説明されねばならない。自己資本、貸借対照表に計上された設備資産あるいは減価償却額との関係で著しく重要なリース義務は、それに関し貸借対照表の欄外にその対象価値を註記することによって、また年度決算書それ自体において、表示されるべきである。』（Kropff, Kommentar）

リース対象物がリース受取人の資産に算入される場合、リース対象物は、リース提供者がリース料の計算のさいに取得原価ないし製造原価として見積った金額をもって資産計上される。同時に、リース受取人は、貸借対照表作成日に利子額を分離されたリース契約からの支払義務を負債として表示しなければならない。それにもかかわらず、債権者が個別の強制執行や破産の場合に差し押えることのできない資産価値が貸借対照表に資産価値として表示されているという事が、疑問として残る⁽³⁾と。

(c) 税法 最後にグロスフェルトは、リース契約の税法上の取り扱いについて、以下のように説明している。

「ここで示されている方針は、大体においては、税法によって指示されており、それは、すでに言及された租税通則法第39条2項第1文で支持されている。この規定の根本的理念は、次の点にある。すなわち、経済財とは、その費消に至るまで完全に企業家に役立ち、且つその支払いを企業家が行わねばならず、そして、それに対するリスクを企業家が負担するところのものであるが、この経済財は彼の資産に算入され、それ故にその貸借対照表に表示されなければならないものである。特別な民法上の所有形態のためにこのことが行われないならば、貸借対照表は誤った概観を与える。

『そこで、商人が、ひじょうに重要で、その費消に至るまで経営に役立ち、そしてすでに支払いが行われている設備資産を所有しているにもかかわらず、貸借対照表の借方に、そもそも貸借対照表資産が表示されていないという場合が容易に生じうるのである。』(連邦財政裁判所判決97・466—事件番号)

動産の対象物についての金融リース関係に対して、連邦財政裁判所は、以上の原則にもとづいて、次の規定を作成した。

- (1) いかなる時期にでも解約予告のできる短期のリース契約は、売買契約と等置されない。それらは、賃貸借契約として取扱われねばならず、したがってリース受取人の側で貸借対照表計上は行われない。
- (2) その他の場合は、次のように取り扱われる。
 - a) リース受取人がオプション権を有さず、そして対象物が契約期間の経過後になお販売され得られる場合には、リース受取人の資産への算入は行われない。理由：永続的にリース提供者は除外されていない。
 - b) リース受取人がリース関係を確定しない時期あるいは通常の利用期間について、いつでも延長する権利を有する場合、リース受取人の資産への算入が行われるべきである。さらに購入オプションの存在の場合もそうである。理由：リース提供者は、永続的に財への影響から排除されるという可能性が存在する。しかし延長ないし購入オプションが徹底的に利用されることが顧慮されるべきであるということがたえず必要である。とりわけ基本賃貸借期間が通常の利用期間と比較してひじょうに短く(少ない価値損失)、そして、このような状況のもとで、継続賃借料あるいは継続購買価格が、ただ引きとり手数料を表わしている場合には、オプションの徹底的利用が予想のなかに入らねばならない。
 - c) 基本契約期間が通常の利用期間と一致する場合には、さらに、リース受取人の資産への算入が行われる。その理由は明瞭である。リース提供者は永続的に財への影響から排除されている。このことは、延長オプションあるいは購入オプションの約定なしでも、はじめから確定している。というのは、対象物は完全な経済的あるいは技術的利用に至るまで、リース受取人とどまるからである。
 - d) リース対象物がリース受取人の特別な条件と状況にもとづいて構成されているので、経済的に意味のある、その他の利用あるいは役立てが不可能である場合(特殊リース)も、リース受取人の資産への算入が行われる。

不動産対象物に関するリース契約の場合、連邦財政裁判所は、その契約が形式上、完全に調達取引として特徴づけられるかどうかを問題にする。これに関しては、後期に支払われるべき引き取り価格の算定が決定的に重要である。

『つまり、賃貸借契約の締結のさいに約定された将来の引き取り価格に従って売買価格が決定され、そして、賃貸料がこの売買価格の全額によって決定される場合には、賃貸借契約と売買契約とのこの密接な結びつきのなかに、次の重要な特徴がある。すなわち、ほんとうは、延期された売買価格分割

支払という売買契約が要するところ問題であるという特徴が存しているのである。』同じことは、賃借料分割払いの計算が行われず、あとで専ら残額が支払われる場合に妥当する。その場合には、

『あらゆる場合に利用の権利を有することからもたらされるべき一定の全体用役を確定することがその契約の重要な意味であったということ、そして利用権が目的物を獲得するであろうということから契約当事者が出発したということが、当該約定の全体像から生ずるのである。したがって、当該時点までに提供さるべき賃借料支払の加算なしには、売買価格として経済的に理解できないというほど、売買オプションの履行のさいに支払われるべき引き取り価格が低く算定されている場合には、十分に同様なことが妥当する。』(連邦財政裁判所, BStB I. II 1971, S.133.)

財務当局は、通達で、この原則の適用に関して支払の基準を発展させようと努めた。実際には、個々のリース分割払いを即時に経営支払として控除するという可能性を保持することを求めた。それ故、リース受取人の場合に税務上の加算が行われないようにリース契約を作成することが、しばしば試みられている。

(注)

- (1) B. Großfeld, Bilanzrecht, Heidelberg, Karlsruhe 1978, S. 61.
- (2) Ebenda, S. 62.
- (3) Ebenda, S. 62-63.
- (4) Ebenda, S. 63-65.

む す び

現代における会計実務の新しい特徴は、リース会計に典型的にみられる資産拡大→費用拡大(利益縮小)実務の顕著なる進行という事態である。西ドイツにおいては、1960年代に始まる、かような現代会計実務の進展に対応して、すでに税法上は、制度的に、これらの実務を基本的に承認するに至っている。そのために、げんざい、かようなリース会計実務の進行には、まことに著しいものがあると思われる。⁽⁴⁾

ところが、商法上は、現行法制度のもとでは、リース財の賃借人の側での資産計上は、容易には包摂され難い。そこで、いわゆる税務貸借対照表の商事貸借対照表に対する逆基準性なる現象が出現するのである。すなわち、いわゆる税務上の会計実務が現実に優先して進行し、商事貸借対照表は、実質的には、税務貸借対照表に従属せざるを得ない事態となっているのである

しかるに制度的形式(建前)としては、商事貸借対照表の税務貸借対照表に対する基準性が貫徹されねばならないのである。このような制度的装置の問題点に逢着しているのが、西ドイツ会計制度の現況であると考えられる。

フーゼマンの資産概念も、ヴェーバーの主張も、共に、上のような問題点を現行法制度の枠の内に包摂しようとした論理であるという点では共通した性質を有していると思われるのである。

(注)

- (1) リース会計実務の詳細については次の文献を参照。遠藤一久『正規の簿記の諸原則』(昭和59年, 森山書店), 第十二章。